

2015(平成27)年9月に「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が公布・施行され、琵琶湖が「国民的資産」と位置付けられました。それまでは、2000(平成12)年3月に県が策定したマザーレイク21計画(琵琶湖総合保全整備計画)のもとで施策を推進していましたが、マザーレイク21計画が終期を迎えるのを機に、行政の施策については琵琶湖保全再生計画に一元化されました。

## 1. 琵琶湖の保全及び再生に関する法律(琵琶湖保全再生法)

2015(平成27)年9月28日に、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が公布・施行されました。この法律は、琵琶湖を「国民的資産」と位置付け、「豊かな生態系と貴重な自然環境及び水産資源の宝庫」としての幅広い価値をうたっており、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現に資することを目的としています。

また、この法律に基づき、2016(平成28)年4月21日に「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」が国によって策定され、琵琶湖保全再生のための基本的な指針や重要事項が定められました。

## 2. 琵琶湖保全再生施策に関する計画(琵琶湖保全再生計画)

琵琶湖の水質は一定の改善を見せているものの、環境基準を満たしていない項目も多く、アオコの発生や在来魚介類の減少も続いています。更には、水草の大量繁茂、外来動植物の増加などの新たな課題も生じています。そのような中、琵琶湖保全再生法および国の基本方針を受けて、県では2017(平成29)年3月に、2020(令和2)年度までの4年間を計画期間とする「琵琶湖保全再生施策に関する計画」を策定し、「琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成」を目指すこととしました。

2021(令和3)年3月には、2025(令和7)年度までの5年間を計画期間とする第2期計画を策定しました。第2期計画では、「新たな課題への対応」として、琵琶湖の全層循環未完了など気候変動の影響と考えられる事象への対応や、マイクロプラスチックを含むプラスチックごみ対策、セタジミの肥満度低下といった漁場生産力低下への対応を位置付けました。



写真10-3-1 セタジミの肥満度の低下



### 3. 琵琶湖保全再生計画とマザーレイク21計画 (琵琶湖総合保全整備計画)の関係

琵琶湖総合開発(p226「9-5」参照)の終了後、1999(平成11)年度からを計画期間とするマザーレイク21計画は「琵琶湖と人との共生」を基本理念としています。2011(平成23)年度から2020(令和2)年度の第2期においては、第1期で設定した「水質保全」「水源かん養」「自然的環境・景観保全」という目標を「琵琶湖流域生態系の保全・再生」としてまとめるとともに、新たな目標として「暮らしと湖の関わり再生」を設定しました。

また、計画の進行管理のために、県民、事業者、専門家、市町、県などの多様な主体が集まる「マザーレイクフォーラム」を設置し、毎年「びわこミ会議」の開催等を通じて、琵琶湖流域の生態系の現状を確認し合い、自らの暮らしと湖の関わりを振り返ることで、それぞれの取組をさらに高め合ってきました。

琵琶湖保全再生計画が策定された2017(平成29)年以来、琵琶湖の保全に関わる施策の計画が並立することになりました。2020(令和2)年度に、琵琶湖保全再生計画の第1期とマザーレイク21計画が同時に終期を迎えるのを機に、行政の施策については琵琶湖保全再生計画に一元化されました。また、「マザーレイクフォーラム」をはじめとした協働で取り組んできた多くの方の主体的な取組は、計画という形にとらわれない新たな仕組みである琵琶湖版SDGs「マザーレイクゴールズ(MLGs)」(p80「4-1」参照)により進めていきます。

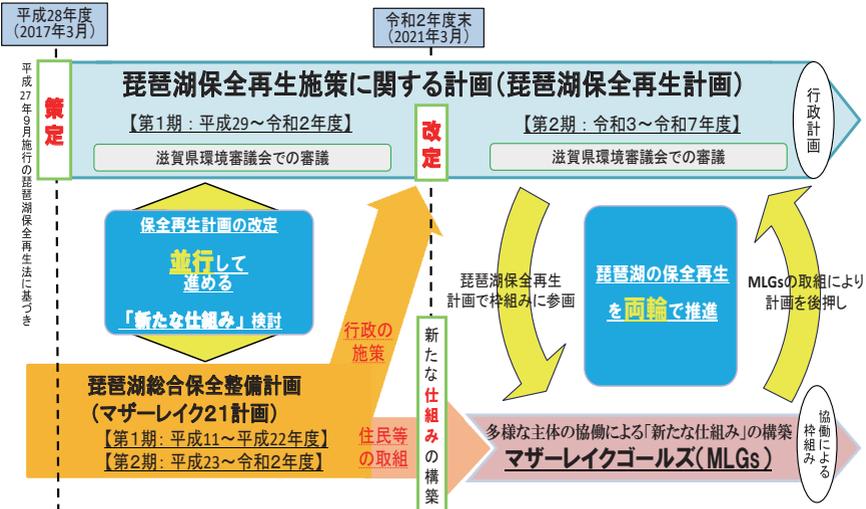


図10-3-1 琵琶湖保全再生計画とマザーレイク21計画の関係

## 琵琶湖保全再生課